

2 安心して生み育てることができる環境づくり

(1) 母子保健

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

母子健康診査のうち妊婦健康診査について、公費助成回数を拡充するとともに、福岡県外の里帰り先での妊婦健康診査受診者へも助成の対象を広げ、子育て世帯の経済的負担を軽減しました。さらに、母体の健康保持および胎児の健やかな発育を促すために、妊婦健康診査の重要性の啓発に努めました。

また、子育ての孤立化を防ぎ、子どもの健やかな成長を促進するため、乳児の家庭訪問を段階的に拡充し、平成20年度には「のびのび赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する体制を整備しました。

訪問に際しては、産後うつを早期に発見するための質問票を使い、親子の状況の把握や適切な助言を行い、気になる親子は、市民センターで実施している「妊産婦・乳幼児なんでも相談」につなぐなど、相談支援を行いました。

このように、妊婦健康診査公費助成の拡充や乳児全戸訪問の体制整備などにより、妊婦や乳幼児に対する健診・保健指導の充実を図りました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 妊娠・出産に対する健康管理

平成20年度における妊婦健康診査の受診率は、平成16年度に比べ増えていますが、妊娠高血圧症候群などを早期に発見するための検査では、尿蛋白（+）以上の妊婦が1.9倍に増加しています。また、たばこの煙は、胎児の発育や子どもの気管支炎などに悪影響を及ぼすと言われていますが、平成19年度の4か月児健診における両親の喫煙率は父親が5割、母親が1割となっています。このことから、妊娠・出産・育児における健康管理の重要性が十分に理解されていないのではないかと考えられます。

妊婦健康診査の確実な受診や妊娠・出産に関する正しい情報の効果的な提供に努める必要があります。

イ 子どもの健やかな発達 ～養育支援～

出産後間もない母親は、出産時の疲労や新たに子育てなどが加わることにより、心身に変調を来しやすく、また、核家族化が進み、地域における人間関係が希薄となる中、子育てに対する不安や悩みを持つ親が多くなっています。さらに、産後うつや低出生体重児、多胎児等、養育支援を必要とする家庭が増えています。

また、発達障害など、「気になる乳幼児」が増えており、早期発見・早期対応が求められていますが、専門機関では、予約から初診までの待機時間が長くなっています。



子育ての孤立化を防ぐために、すべての家庭の状況を把握し、早期に関わることが重要であり、また、産後うつへの早期の対応、養育支援の必要な家庭に対する継続した支援が必要です。

発達障害を早期に発見するための仕組みづくりや発達が気になる段階からの相談支援体制の整備が必要です。

ウ 子どもの健やかな発達 ～基本的な生活習慣～

適切な運動、バランスのとれた食事、十分な睡眠など、基本的な生活習慣を育成するために、乳幼児期は大切な時期です。しかし、3歳児の約4割が午後10時以降に就寝し、肥満傾向の子どもが増えているなど、基本的な生活習慣や食事に何らかの問題を抱える乳幼児が見られます。また、約3割の親が子どもの食事や健康に関する事で何らかの悩みを抱えています。



乳幼児期から基本的な生活習慣の定着を図るとともに、食育を推進することが必要です。

エ 思春期保健

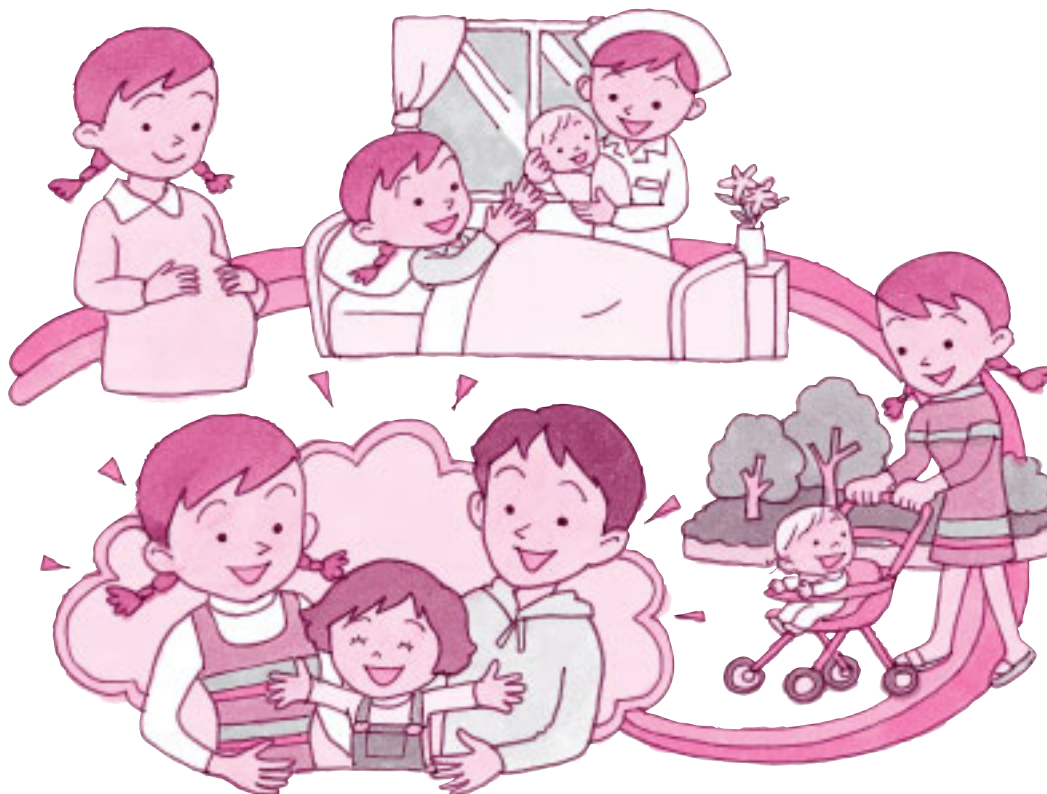
思春期（10代）は、大人への移行期であり、心身ともに成長する大切な時期です。また、思春期における妊娠・出産は、学業の中断、就労が困難、それらに伴う自立が困難、子育てに対応できない等、さまざまな問題が起こりやすいとの指摘もあります。このような中、本市においては、10代の人工妊娠中絶率や出産率が全国平均に比べ高くなっています。



「自分の身体を守り、大切にすること」への理解を深める思春期の健康教育が重要です。

10代の妊娠・出産・育児に対しては、継続した養育支援が必要です。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。



【施策の方向性・柱】

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

母親学級や母子健康手帳の充実による必要な知識の普及、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠、出産期における不安を軽減します。

② 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

10代の妊婦や産後うつなどで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

③ 発達気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

乳幼児健診における問診項目の見直しや関係機関との連携などにより、発達の気になる子どもの早期発見および早期支援体制の強化を図ります。

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

⑤ 適切な思春期保健の推進

保健、学校、医療等の関係機関が連携して、思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にす思春期保健の推進を図ります。

【成果の指標（目標）】

- i) 妊娠11週*までの妊婦届出者の割合（20年度：58.8%⇒26年度：100%）
- ii) 生後4か月までの乳児家庭訪問の割合（20年度：68.5%⇒26年度：100%）
- iii) 「親子遊び教室」の開催数（20年度：3区⇒全区での開催）
- iv) 10代の人工妊娠中絶率（19年度：14.4%⇒低下）

※「健やか親子21（21世紀の母子保健の取り組みの方向性と目標や指標を示したものの）」において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保の指標として、国が勧奨している目標値



妊産婦の方が、このマタニティマークもしくは母子健康手帳を毎月第2日曜日に協力施設・店舗に掲示すると、いろいろなサービスを受けられます。

〔参考データ〕

- 妊婦健康診査受診率

平成16年度	平成18年度	平成20年度
93.6%	90.1%	95.1%

資料：北九州市「妊婦健康診査」受診結果

- 妊婦健康診査結果（尿蛋白（+）以上）

平成16年度	平成18年度	平成20年度
2.8%	4.0%	5.2%

資料：北九州市「妊婦健康診査」受診結果

- 父親・母親の喫煙率（平成19年度）

父親	母親
52.1%	10.3%

資料：北九州市「4か月健康診査アンケート」

- 妊娠11週までに届けをした者の率

平成16年度	平成18年度	平成20年度
28.5%	43.9%	58.8%

資料：北九州市「妊娠届出書」集計結果

- 子育て支援サービスの認知度と利用度

	認知	利用
母親学級や育児学級等	82.7%	36.4%
市民センターなどでの育児相談	85.2%	29.0%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

- 「産後うつ病質問票」の実施結果（平成20年度）

実施件数	継続支援者数
5,036件	774件（15.4%）

資料：北九州市「産後うつ病質問票」実施結果

- 低出生体重児（2,500g未満）の割合（出生数に対する割合）

平成13年	平成16年	平成19年
9.7%	10.4%	10.7%

資料：厚生労働省「人口動態調査」

○ 多胎児の出生数に対する割合

平成13年	平成16年	平成19年
1.9% (171件)	2.6% (225件)	2.6% (224件)

資料：厚生労働省「人口動態調査」

○ 基本的な生活習慣について

起床時刻が午前9時以降の就学前児童	7.2% (8.2%)
就寝時刻が午後10時以降の就学前児童	35.1% (40.9%)

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：（ ）内は、北九州市「3歳児健康診査アンケート（平成19年度）」結果

○ 子どもの健康や食事について悩みや不安を感じている人の割合(就学前児童の保護者)

悩みの内容	子どもの食事で困ったこと	子どもの健康上気になること
食事や栄養 31.1%	遊び食い 35.3%	風邪をひきやすい 12.6%
病気や発育 29.2%	好き嫌い 32.4%	アトピー 9.2%
	むら食い 25.2%	虫歯が多い 5.7%
		肥満傾向 4.1%
		情緒不安定 3.8%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：複数回答

○ 10代の人工妊娠中絶数および率（平成19年度）

北九州市	全国	福岡県
330件 (14.4‰)	23,985件 (7.8‰)	1,558件 (12.4‰) ※ 全国1位

資料：北九州市保健所管内の指定医師からの届出数

注：率‰は、15～19歳の女性総人口千対

○ 10代の出産件数および率（平成19年）

北九州市	全国
158件 (6.9‰)	5.0‰

資料：北九州市衛生統計年報、衛生行政報告例

注：率‰は、15～19歳の女性総人口千対

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	母親学級等の充実【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	妊娠や出産・育児に関する知識の普及を図るため、土日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。 また、育児経験の少ない親を対象に保育所で子育てを体験できる機会を提供します。
2	母子健康手帳の充実【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	妊娠や出産・育児に関する知識の普及を図るため、母子健康手帳に盛り込まれているさまざまな情報を見やすくするとともに、母子健康手帳を活用した講座等を実施します。 また、妊婦健診の早期受診やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、普及を図ります。 【妊娠11週までの妊娠届出者の割合】 20年度：58.8%⇒26年度：100%
3	母子健康診査事業 (子ども家庭局・子育て支援課)	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診機会を提供します。 【妊婦健康診査受診率】 20年度：95.1%⇒26年度：100% 【3歳児健診受診率】 20年度：87.3%⇒26年度：90%
4	妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 (子ども家庭局・子育て支援課)	育児不安の軽減を図るため、市民センター等、地域の身近な場所で、保健師による「相談」を定期的を実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。 また、子育てに関する知識の普及と啓発のために講話等を開催します。 【開催箇所数】 20年度：138箇所⇒現状維持 (おおむね全小学校区で開催)
5	両親学級 (子ども家庭局・子育て支援課)	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、土・日曜日など父親の仕事が休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催します。 【開催回数】 20年度：33回⇒現状維持（毎年度33回）

6	日本語と子育て教室 (企画文化局・国際政策課)	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。 【延べ参加者数】 20年度：299人⇒現状維持（毎年度300人）
7	北九州市国民健康保険出産育児一時金 (保健福祉局・保険年金課)	出産育児に係る国民健康保険の被保険者の経済的負担を軽減するために、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金（平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産の場合は39万円。ただし、産科医療補償制度対象分娩の場合は42万円）を支給します。 また、被保険者が医療機関等の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むように、原則として出産育児一時金は医療機関等への直接支払いを行います。

② 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	生後4か月までの乳児家庭 全戸訪問（のびのび赤ちゃん 訪問）事業の充実【拡充】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供を行うとともに、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切な指導や支援、サービスの提供に結びつけます。 また、関係機関と連携し、地域での見守り体制を強化するとともに、訪問員のスキルアップを図ります。 【生後4か月までの乳児家庭訪問の割合】 20年度：68.5%⇒26年度：100%
2	産後うつ対策の充実【拡充】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、全産婦に産後うつを早期に発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する体制を整備します。
3	(仮称)養育支援が必要な 家庭への訪問指導員派遣 事業 【新規】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	10代の母親等で、養育に問題を抱えている家庭に対し、養育能力の向上を図るため、訪問指導員がその居宅を訪問し、家事・育児に関する指導・助言を行います。
4	育児支援家庭訪問事業 (子ども家庭局・子育て支 援課)	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的支援を行います。

5	<p>妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施<再掲> (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>育児不安の軽減を図るため、市民センター等、地域の身近な場所で、保健師による「相談」を定期的を実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。 また、子育てに関する知識の普及と啓発のために講話等を開催します。</p> <p>【開催箇所数】 20年度：138箇所⇒現状維持 (おおむね全小学校区で開催)</p>
6	<p>乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>虐待につながりやすい状況の早期把握や予防のため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問等を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて、保健指導を行います。</p>
7	<p>地域でつくる子育て応援事業 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>区の推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を活かした子育て支援活動等を支援します。</p>
8	<p>母子栄養食品支給事業 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>母体の健康保持および乳児の健全な育成を図るため、栄養の確保が困難な低所得世帯の妊産婦および乳児に対し、栄養食品(粉乳)を支給します。</p>
9	<p>母子保健調査研究事業 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>多様化する母子保健に対するニーズに対応するため、母子保健に関する総合的な調査研究や講演会等を実施します。</p>
10	<p>保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業 (保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課、子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>各区において、保健・医療・福祉関係機関や地域住民、行政が相互に連携した子育て支援の「地域のネットワークづくり」をさらに推進・充実させます。具体的には子育て支援会議の開催や、育児サークルの支援などを行います。</p>

③ 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	乳幼児健診における問診項目の見直し【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	乳幼児健診等における発達障害の早期発見の精度を上げ、標準化するため、受診票の問診項目の見直しを行います。
2	乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談)の拡充【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)	心身の発達が気になる乳幼児の発達を早期に支援し、保護者の育児不安に対応するため、保育所等の健康診断や乳幼児健康診査等から「わいわい子育て相談」につなぐ体制を強化します。 また、専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する教室「親子遊び教室」を全区で実施します。 【わいわい子育て相談の実施回数】 20年度：108回⇒26年度：204回 【「親子遊び教室」の開催数】 20年度：3区⇒全区で開催
3	親子通園クラスの設置【新規】〈再掲〉 (子ども家庭局・保育課)	直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。 【実施箇所数】 26年度：7箇所

④ 基本的生活習慣の定着や食育の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	育児教室等の充実【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	乳幼児の子育てや基本的生活習慣等に関する知識の普及を図るため、土日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。

2	<p>食を通じた乳幼児等の健康づくり【新規】 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)</p>	<p>妊産婦や乳幼児の食事に関する悩みや不安を解消するために、乳幼児等食生活実態調査の結果を踏まえて、ニーズに応じた教室内容の充実や、参加しやすい教室を開催し、栄養指導・啓発を行います。</p> <p>【教室開催回数】 26年度：30回（毎年度：30回）</p>
3	<p>歯と口の健康づくりモデル事業 ～親子むし歯ゼロ大作戦～ (保健福祉局・健康推進課)</p>	<p>1歳6か月児の歯科健診と一緒に母親等への歯科健診を行い、母親等の口腔内状態の改善や、むし歯予防に親子で取り組む意欲を高めることで、3歳児のむし歯ゼロを目指します。</p> <p>【むし歯のない3歳児の割合】 20年度：68%⇒24年度：80%以上</p>
4	<p>親子ですすめる食育教室 ≪再掲≫ (子ども家庭局・子育て支援課、保育課)</p>	<p>乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、入所児童の保護者を対象に乳幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演または実習などを行います。</p> <p>【教室開催回数】 20年度：40回⇒現状維持（毎年度：40回）</p>
5	<p>「食育推進ネットワーク」の構築 (子ども家庭局・子育て支援課、保育課、保健福祉局・健康推進課、産業経済局・地産地消推進課、教育委員会・企画課)</p>	<p>食育関係団体（者）とのネットワークを構築し、食育に関する情報の共有化を図るとともに、相互の連携・協力による食育を推進します。</p> <p>【食育に関心を持っている人の割合】 19年度：87.0%⇒25年度：96%以上</p>
6	<p>保育所を通じた地域への食育推進事業≪再掲≫ (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所において、食事に関する悩みや不安を解消するために、入所児童の保護者に加え、地域の子育て家庭を対象として食育に関する相談や講演会等を充実します。</p> <p>【実施保育所の割合】 20年度：61%⇒26年度：70%</p>
7	<p>保育所入所児童への食育推進事業≪再掲≫ (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所入所児童の食に関する興味や関心を高めるために、子どもたちに栽培活動や調理などを体験させ、また、給食を生きた教材として活用した食育指導の充実を図ります。</p> <p>【実施保育所】 20年度：96%⇒26年度：100%</p>

8	<p>保育所給食を通じた家庭への食育の普及啓発<<再掲>></p> <p>(子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所入所児童の保護者に、食育について関心をもってもらうため、給食の保護者試食会や、献立表・食育だよりの配布などを通して、家庭への食育の啓発を図ります。</p> <p>【実施保育所の割合】 20年度：100%⇒現状維持</p>
9	<p>歯科保健事業</p> <p>(保健福祉局・健康推進課)</p>	<p>乳幼児期における歯科健診のほか、各ライフステージに応じた歯科保健事業を実施し、う蝕や歯肉炎・不正咬合等の早期発見、適切な処置、保健指導を行います。</p> <p>また、指定歯科医療機関において、妊産婦を対象とした妊産婦歯科検診を実施します。</p>
10	<p>市民センターを拠点とした健康づくり事業</p> <p>(保健福祉局・健康推進課)</p>	<p>市民センター等、地域を拠点として、住民が主体となった健康づくり事業を実施します。地域での話し合い、目標の設定、目標を達成するためのプログラム設定、実践、事業評価をひとつのサイクルとし、まちづくり協議会・健康づくり推進員・食生活改善推進員・医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会・保健師等が連携して行います。</p> <p>【実施校区数】 20年度：61校区⇒24年度：129校区</p>

⑤ 適切な思春期保健の推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>「(仮称)思春期保健連絡会」の設置【新規】</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課、青少年課、保健福祉局・保健衛生課、教育委員会・指導第二課)</p>	<p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。</p> <p>協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。</p>
2	<p>思春期健康づくり事業</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>生命の尊さを学び、健全な子どもの心と体の発達を促すため、思春期の子どもとその保護者に対して、学校教育や地域との連携を図り、子育て体験学習、性教育などの機会を通じて、健康、性、心の問題などについて幅広い知識の普及を図ります。</p>

(2) 母子医療

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

周産期医療体制については、総合周産期母子医療センター(市立医療センター)を含む市内4病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所との役割分担・連携を促進しました。

また、北九州市立八幡病院内の小児救急センターをはじめとする24時間365日対応の小児救急医療体制により、軽症から重症患者まで総合的な小児救急医療を提供しています。

経済的負担軽減としては、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成している「乳幼児等医療費支給制度」については、平成19年度から通院医療費の助成対象年齢を入院医療費と同じ就学前までに、平成21年度から入院医療費の助成対象年齢を小学3年生までに拡充してきました。

その他に、不妊に悩む夫婦の精神的および経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行うとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じる専門の相談窓口を設置しました。


このように、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産から乳幼児期など子どもの医療体制の充実等に努めてきました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 周産期医療や小児救急医療

本市の周産期医療については、医療機関間の役割分担と連携による産科連携体制を構築するなど先進的な取り組みを行っており、また、小児救急医療体制も全国的に評価されているものの、全国的な医師不足の中、本市も同様の傾向が見られるため、この優れた医療体制の維持が望まれます。



優れた周産期医療体制や小児救急医療体制を維持する必要があります。

イ 不妊治療

体外受精や顕微授精などの特定不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかります。また、不妊の要因や治療に関する情報が、治療を行う夫婦のみならず、その家族や、一般の市民にも十分に周知されていない現状があり、不妊について、未婚者および子どもがいない女性の3割が不安に感じています。



不妊治療に関する支援や啓発を充実させる必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。

② 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

不妊治療について経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならず、その家族や市民にも不妊治療に関する理解を深めます。

【成果の指標（目標）】

- i) 周産期医療、小児救急医療体制（維持）

〔参考データ〕

- 子育てに関して、より力を入れてほしい支援策（望む人の割合）

就学前児童の保護者	
1位	安心して妊娠・出産、子育てできる医療体制（71.3%）
2位	子育てに関する公的な経済的支援（69.9%）
3位	子育て家庭が利用しやすい公園や子育て支援施設（59.4%）
4位	安心して子育てと仕事を両立できる職場環境（59.0%）
5位	入所しやすく多様なニーズに応えられる保育所（38.9%）

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：複数回答

- 小児科救急の現状

	平成20年度
小児救急の患者数	32,127人

注：小児救急センター、夜間・休日急患センター、
門司・若松休日急患診療所の患者数をあわせたもの。

- 不妊について不安や心配があると感じている人（18歳以上40歳未満の男女）

	男性	女性
未婚者	13.2%	29.1%
子どもがいない者	14.8%	34.7%

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	周産期医療体制の充実 (子ども家庭局・子育て支援課、保健福祉局・地域医療課、病院局・業務課)	<p>母親が安心して出産し、子どもたちが健やかに成長できるよう市内に産科連携体制が構築されています。</p> <p>この中核を担う4つの基幹病院において、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所との役割分担による連携を図ります。</p> <p>あわせて、総合周産期母子医療センター（市立医療センター）などにおける医師の確保を図ります。</p>
2	小児救急医療体制の充実 (小児医療先進都市づくり会議) (保健福祉局・地域医療課、病院局・業務課、子ども家庭局・子育て支援課)	<p>小児救急センター(市立八幡病院内)において軽症から重症患者まで総合的に救急医療の提供を行うとともに、医療スタッフの充実や療養環境の改善を図ります。</p> <p>あわせて、小児救急を実施している市内医療機関との連携を図り、市民が安心して受診できる体制を構築します。</p> <p>また、出生と同時に緊急医療を必要とする未熟児・新生児に対し、迅速かつ適正な医療を確保します。</p>
3	乳幼児等医療費支給制度【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	<p>乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担額について、通院医療費の対象を小学校就学前まで、入院医療費の対象を小学校3年生まで助成します。</p> <p>さらに、小学校期の医療費支給について、自己負担の軽減を拡大します。</p>
4	母子公費負担医療費助成および医療給付 (子ども家庭局・子育て支援課)	<p>妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを行うため、医療の給付や医療費の公費負担を行います。</p> <p>また、保護者の心身の負担軽減や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等による支援を実施します。</p>
5	新生児聴覚検査事業 (子ども家庭局・子育て支援課)	<p>聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することでコミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。</p> <p>また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。</p>

6	<p>予防接種事業 (保健福祉局・保健衛生課)</p>	<p>予防接種法に定められた対象疾病のうち、ジフテリア・百日せき・破傷風混合、麻しん・風しん混合、日本脳炎・BCGについては、各医療機関で個別接種を行います。 また、ポリオについては、各区役所などで集団接種を行います。</p>
7	<p>国民健康保険の減免制度 (保健福祉局・保険年金課)</p>	<p>下記の3つの条件を満たす世帯について、世帯主の申請に基づき、「子ども2人目から1人あたり最高33万円に所得割料率を乗じて得られた額」を賦課された所得割額から控除し、国民健康保険料の一部を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保の同一世帯に年度末時点で18歳以下の子等を2人以上扶養している ○ 世帯の前年総所得が250万円以下である ○ 所得割額が賦課されている

② 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	<p>特定不妊治療費助成 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>心身にわたる悩みや経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、専門の相談窓口において、不妊に関するさまざまな相談に応じます。 また、不妊の要因や治療についての理解を深めるため、広く市民に対して広報します。</p>



(3) 子育ての悩みや不安への対応

【「新新子どもプラン（平成17～21年度）」の実績・成果】

親子の交流の場としては、本市の子育て支援拠点施設として、「子育てふれあい交流プラザ」と「子どもの館（平成20年度に乳幼児スペースを拡充）」を設置・運営しています。また、区においては、保育所などに8か所の「地域子育て支援センター」を、さらに平成20年度には、一部の区役所や児童館に、「親子ふれあいルーム」を設置し、多くの親子に利用していただいています。

また、市民センターや児童館などでの育児サークル・フリースペースに対して、保健師や保育士、子育てサポーター等がその活動を支援しています。

子どもや家庭に関する総合的な相談窓口としては、「子ども・家庭相談コーナー」を全区役所に設置し、相談体制の充実を図っています。

さらに、平成20年度から、授乳やおむつ替えができる施設等を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めています。

子育て家庭への情報提供として、子育て情報誌を発行したり、地図と施設情報をリンクさせたホームページ「子育てマップ北九州」を開設しています。

このように、親子が交流できる場や相談窓口を整備することにより、子育て中の保護者の悩みや不安などの緩和に努めてきました。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 子育てに対する悩み・不安

子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合は、前回の「次世代育成に関する市民ニーズ調査」（平成15年度実施）より増えており、子どもの年齢が上がるほど、その割合は増えています。

また、悩みや不安の内容は、子どもへの接し方や教育、経済的な負担など、多岐にわたっています。

このような中で、保育サービスの利用を希望する理由として、就労や教育に続き、リフレッシュが2割を超えており、子どもを気軽に安心して預けられるサービスに対するニーズは高いと考えられます。

イ 地域における子育て支援のあり方

地域のつながりが希薄化していると言われていの中で、「地域全体で子どもを見守ることができるようになる」とよい、「母子が地域の人たちとふれあう場所や機会が少ない」といった市民からの意見があり、地域社会全体で子育てを支えるという意識の醸成や環境整備が期待されています。



子育ての悩みや不安を緩和するよう、身近な地域で親子を支える仕組みをつくとともに、子育てを地域で支えるという意識を市民に啓発する必要があります。

親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談ができる場の充実や地域において自主的に活動している育児サークル等への支援が必要です。

ウ 子育てに関する相談体制

区役所の「子ども・家庭相談コーナー」の相談件数は、平成18年度49,868件から平成20年度63,992件へと増加しており、その内容は多岐にわたっています。

また、「子ども・家庭相談コーナー」をはじめ、「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」、「24時間相談子どもホットライン」等同じような相談窓口があり、市民にとって分かりにくくなっています。

子育てに関する相談窓口が、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものになるよう、充実を図る必要があります。

エ 子育てに関する情報提供

市民は、子育てに関する情報を、親族や友人などの口コミ、保育所・幼稚園、市政だよりなど身近なところで入手しています。一方、行政から発信する情報については、必要としている市民に十分に届いていないという意見が少なくありません。

必要とされる子育てに関する情報が市民に届くよう、情報提供のあり方を見直すとともに、内容を充実させる必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』

① 地域における子育て支援の環境づくり

身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりや、市民啓発のためのキャンペーンの実施などにより、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。

② 市民が利用しやすい相談体制

「子ども・家庭相談コーナー」の充実などにより、子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。

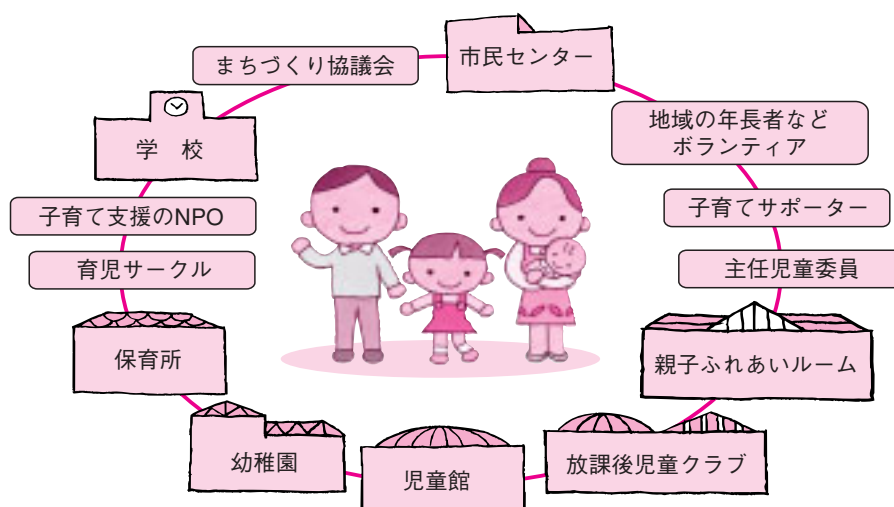
③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

子育て中の人々が求めるときに知りたい情報を手軽に入手できるよう、ホームページや情報誌などを活用した子育てに関する情報の提供を行います。

【成果の指標（目標）】

- i) 子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合（増加）
- ii) 子育ての悩みや不安を感じる人の割合
（就学前児童の保護者 20年度：53.9%⇒減少、
小学生の保護者 20年度：64.3%⇒減少）

【地域における子育て支援のネットワーク（イメージ図）】



〔参考データ〕

○ 子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合

	平成20年度	平成15年度
就学前児童の保護者	53.9%	51.0%
小学生の保護者	64.3%	48.5%
中学・高校生の保護者	72.8%	—

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査」

注：平成15年度の調査では、中学・高校生は調査対象としていない。

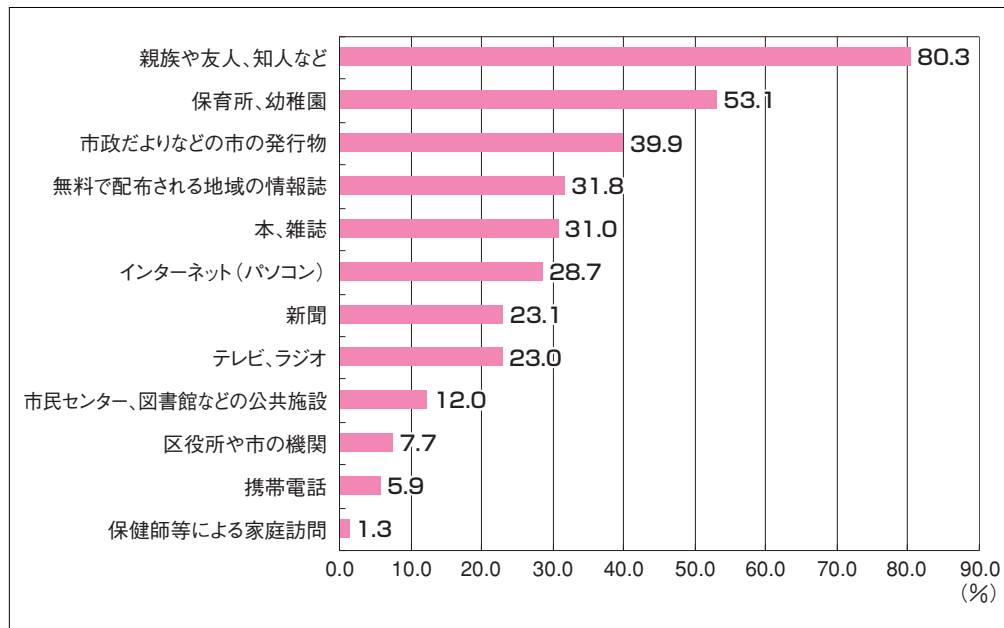
○ 子育てに関して日常悩んでいること

就学前児童の保護者	小学生の保護者
1位 子どもを叱りすぎている気がする (45.3%)	1位 子どもの教育 (44.3%)
2位 子育ての経済的負担 (32.1%)	2位 子どもを叱りすぎている気がする (37.3%)
3位 食事や栄養 (31.1%)	3位 子育ての経済的負担 (33.5%)
4位 子どもの教育 (30.0%)	4位 友だちづきあい (32.5%)
5位 病気や発育・発達 (29.2%)	5位 病気や発育・発達 (20.8%)

資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：複数回答

○ 子育てに関する情報の入手方法（就学前児童の保護者）



資料：北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」

注：複数回答

○ 北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査（平成20年度）」
自由記載欄意見（要旨抜粋）

（子育てに関する情報提供について）

- ・ 子育て支援サービスがたくさんあることを今回のアンケートで初めて知った。せっかくの制度なのにあまり知られていない。
- ・ 子育てのさまざまな情報が多すぎて選択が難しい。
- ・ 子育てに関する情報をもっと詳しく知りたい。



授乳やオムツ換えなどで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。市内各所に「赤ちゃんの駅」がありますので、このマークを目印にご利用ください。

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 地域における子育て支援の環境づくり

【地域や家庭への啓発】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	(仮称) 子育てに優しいまちづくりに向けたキャンペーン【拡充】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	本市が子育て日本一を実感できるまちづくりを進めていることを、広く市民にPRするとともに、行政のみならず、身近な地域においても、子育て家庭を支える環境づくりに取り組んでもらえるよう、キャンペーンを実施します。 【来場者数】 20年度：3,529人⇒26年度：10,000人
2	(仮称) 子ども白書の発行【新規】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	本市が取り組んでいる子どもの健全育成や子育て支援についての成果や課題、データを盛り込んだ「(仮称) 子ども白書」を発行し、幅広く市民に周知することにより、子どもの成長と子育てを地域で支える環境づくりに努めます。
3	人にやさしいまちづくりの推進 (保健福祉局・総務課)	「バリアフリーウィーク」や「バリアフリースポーツの体験ひろば」などの啓発事業を通じて、誰もがお互いを尊重し、支えあい・助け合いを大切にする「心のバリアフリー」を広めることにより、“バリアのない”“バリアを感じない”人にやさしいまちづくりを推進します。
4	子どもの人権に関する啓発 (保健福祉局・人権文化推進課、子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課)	子どもの人権を尊重する意識を高めるため、さまざまな機会を通して子どもの人権についての普及・啓発に努めます。

【地域における子育て支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
5	子育てに優しいまちづくり (地域の子育て支援)の推進 【新規】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	個々の子育て家庭のニーズに対応できるよう、地域ぐるみで子育てを支える取り組みを進めていくため、小学校区単位を基本に、市民センター等を拠点とした子育て支援活動を促進します。 具体的には、子育て相談の実施など区役所の保健師などによる支援や、研修会など地域の子育て支援にかかわる人材の育成などを行います。
6	赤ちゃんの駅登録事業 【拡充】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。 【登録施設数】 20年度：150施設⇒26年度：300施設
7	親子ふれあいルーム整備事業 【拡充】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを、既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などに整備し、運営します。 【施設数】 20年度：区役所等1箇所、児童館8箇所 ⇒26年度：区役所等7箇所、児童館10箇所
8	「わらべの日」(子育て支援の日)事業 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識を広く浸透させます。 【協力店舗・施設数】 20年度：409店舗・施設 ⇒26年度：500店舗・施設
9	地域でつくる子育て応援事業 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	区の推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を活かした子育て支援活動等を支援します。

10	<p>育児サークル・フリースペース活動への支援 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>未就学児の親同士が交流を通じて、子どもの遊び、体験活動、子育て勉強会など、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援します。特に、先進的な育児サークルの活動については、その内容を広くPRするなどの支援を行います。</p> <p>また、子ども連れでも自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援します。</p>
11	<p>日本語と子育て教室 《再掲》 (企画文化局・国際政策課)</p>	<p>外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。</p> <p>【延べ参加者数】 20年度：299人⇒現状維持（毎年度300人）</p>
12	<p>保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業《再掲》 (保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課、子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>各区において、保健・医療・福祉関係機関や地域住民、行政が相互に連携した子育て支援の「地域のネットワークづくり」をさらに推進・充実させます。具体的には子育て支援会議の開催や、育児サークルの支援などを行います。</p>
13	<p>学校支援地域本部事業 (教育委員会・生涯学習課、指導第一課)</p>	<p>教員が子どもと向き合う時間の確保と、地域の教育力の向上を図るため、学校単位に「学校支援地域本部」を設置し、地域の協力のもと、学校の教育活動を支援する新たな事業をモデル校で実施します。</p>
14	<p>子育てネットワークの充実 (教育委員会・生涯学習課)</p>	<p>子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育を支援し、家庭と地域の教育力の一層の活性化を図るため、地域における子育てサポーターを養成し、子育てネットワークの構築を支援します。</p> <p>なお、子育てやしつけなどの相談や、きめ細かなアドバイスを行う子育て経験者等の人材（子育てサポーター）の養成と地域への定着に重点をおきます。</p> <p>【子育てサポーター登録者数】 20年度：779人⇒26年度：1,000人</p>

【子育て支援拠点施設】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
15	「子どもの館」・「子育てふれあい交流プラザ」の運営 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」、「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行います。 【「子どもの館」年間入場者数】 20年度：373,467人⇒25年度：440,000人 【「子育てふれあい交流プラザ」年間入場者数】 20年度：384,716人⇒25年度：416,000人

【保育所・幼稚園における地域に対する子育て支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
16	親子通園クラスの設置 【新規】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの移行を支援します。 【実施箇所数】 26年度：7箇所
17	地域子育て支援センター事業 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援を行います。 【実施箇所数】 21年度：8箇所⇒現状維持
18	子育て支援員の養成・配置 (保育所)《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	北九州市社会福祉研修所での研修の一層の充実を図り、保育所の保育士を子育てに関する相談や育児サークルの支援等に対応できる「子育て支援員」として養成します。 「子育て支援員」は、市民センター等と連携しながら、保育所において子育て家庭支援の中心的役割を担います。 【配置保育所数】 21年度：すべての保育所⇒現状維持

19	<p>保育所における地域活動事業 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所が持つ専門的知識、ノウハウを活用し、相談活動や育児講座の開催、育児情報の提供、育児サークルへの支援を行うなど、地域の子育て支援の核として子育て家庭への支援を拡充します。 また、保育所における世代間交流事業や異年齢児交流事業など幅広い活動を通して児童の社会性を醸成します。</p> <p>【実施施設】 21年度：すべての保育所⇒現状維持</p>
20	<p>施設、園庭の地域への開放 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>地域住民の理解を深め、開かれた保育所・幼稚園づくりを推進するため、未就園児と保護者に施設や園庭の開放を促進するとともに、行事への地域住民の参加を促すなど、安全管理のもとで開放的な雰囲気づくりに取り組みます。</p> <p>【実施施設】 21年度：すべての保育所⇒現状維持</p>
21	<p>幼稚園における子育て支援機能の充実 (教育委員会・企画課)</p>	<p>幼稚園の子育て機能の強化を図るため、私立幼稚園に対して助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放、預かり保育事業などの実施を支援するとともに、保育所・幼稚園合同研修（統合保育研修、カウンセリング研修等）を行い、子育て相談機能を向上 <p>【子育て支援保育補助員の活用園】 20年度：80園⇒26年度：95園（毎年度95園）</p> <p>【園庭等の地域開放事業の実施園】 20年度：50園⇒26年度：80園（毎年度80園）</p>

【一時預かり事業】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
22	<p>一時預かりサービス情報の提供【新規】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)</p>	<p>民間事業者が提供する子どもの一時預かりサービスに関する情報を、幅広く収集し、ホームページ「子育てマップ北九州」に専用のページを設け、情報提供を行います。</p>

23	<p>ほっと子育てふれあい事業の充実 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>仕事の都合や子どもの軽い病気の際に、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図ります。</p>
24	<p>一時保育事業【拡充】 《再掲》 (子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭、および育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。 今後は、実施箇所数を増やし、また保育所での保育が可能な障害のある子どもの受け入れを促進します。 【実施箇所数】 21年度：54箇所⇒26年度：64箇所</p>
25	<p>ショートステイ・トワイライトステイ事業 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>児童養護施設などにおいて、保護者等の就労や疾病、冠婚葬祭などによる緊急・一時預かりや保護者のリフレッシュなど、幅広いニーズに対応するため、「ほっと子育てふれあいセンター」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。</p>

【地域の子育て支援の人材の活用・育成】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
26	<p>放課後児童ヘルパーの設置 【新規】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>地域の特色を活かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、地域との連携を図り、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として登録し、活動を支援していきます。 【実施クラブの割合】 26年度：50%</p>
27	<p>高齢者による子育て支援モデル事業 (保健福祉局・高齢者支援課)</p>	<p>子どもの見守りや絵本の読み聞かせなど、高齢者の持つ豊かな経験を活用した子育て支援活動を通して、異なる世代間のふれあい・交流、高齢者の生きがいづくりを促進します。</p>
28	<p>社会福祉ボランティア大学校運営委託 (保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>社会福祉ボランティア大学校において、地域福祉推進研修や次世代のボランティア育成に関する研修カリキュラムを充実し、地域福祉活動者やボランティアの育成と資質向上を図ります。</p>

29	シルバー人材センターによる「高齢者活用子育て支援事業」 (産業経済局・雇用開発課)	地域が主体となった子育て支援活動の充実のため、子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が保育園への送迎、子守、託児等のサービスを行います。 【受注件数】 20年度：428件⇒26年度：450件 (毎年度450件)
30	スクールヘルパー (教育委員会・指導企画課)	地域の人材や教育機能を学校教育に生かし、地域と学校が連携して子どもたちの「生きる力」をはぐくむことを目的に、地域人材をスクールヘルパーとして学校に登録し、子どもへの支援を実施します。 【延べ活動回数】 20年度：94,644回⇒25年度：115,000回
31	地域人材バンクの整備 (教育委員会・生涯学習課)	豊富な知識・経験、優れた見識、技術を持ち、その力を地域社会に役立てたいと考えている市民の講師やボランティアの登録を促進するとともに、これらの情報を公開し、人材の活用を促進します。

【ボランティアやNPO活動への支援・育成】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
32	NPO・ボランティア活動促進事業 (総務市民局・地域振興課)	市民活動サポートセンターを中心に、NPO・ボランティア活動に関する相談受付、情報提供、研修・啓発や団体間のネットワークづくりなど各種支援策を実施します。
33	市民活動保険 (総務市民局・地域振興課)	市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、これらの活動に参加する市民全員を対象として、市が保険料を負担し、一定の水準の補償を行います。
34	NPO公益活動支援事業 (総務市民局・地域振興課)	NPO法人などの市民活動団体が行う専門性を発揮した取り組みや先進的な事業に対して、事業費の一部を助成します。 【支援団体数(年間)】 20年度：12団体⇒現状程度維持(毎年度10団体)

35	ボランティア活動促進事業 (保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課)	市内のボランティア活動の活性化のため、市民ボランティア・市民活動センターの機能の充実を図り、活動に関する情報の収集と提供、需給調整を行います。 また、市民により身近な拠点として区ボランティアセンターを設置、運営します。
36	空き店舗賃借料補助 (産業経済局・商業振興課)	商店街の買い物環境の向上と魅力アップを図るため、空き店舗を活用し、来街者の利便向上等に向けたコミュニティ施設等を設置する商店街組合・市場組合に、賃借料・改装費の一部を助成します。

【市民センターの活用と地域活動への支援】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
37	校区まちづくり〈企画・実践〉事業 (総務市民局・地域振興課)	まちづくり協議会を主体に地域が一体となって行う、特性や課題を踏まえた地域づくり計画の策定支援や、課題解決を図る活動、特性を活かした活動等の支援など、地域づくり活動のさらなる促進を図ります。 【事業実施まちづくり協議会数】 20年度：86箇所⇒26年度：136箇所
38	コミュニティ支援機能の充実 (総務市民局・地域振興課)	住民主体の地域づくりをさらに促進するため、まちづくり協議会の組織の充実や、地域総括補助金の導入など、「新たな地域づくり」を各まちづくり協議会に提案するとともに、その活動を支援します。 【「新たな地域づくり」に取り組んだまちづくり協議会数】 20年度：98箇所⇒26年度：136箇所
39	市民センターを拠点とした健康づくり事業〈再掲〉 (保健福祉局・健康推進課)	市民センター等の地域を拠点として、住民が主体となった健康づくり事業を実施します。地域での話し合い、目標の設定、目標を達成するためのプログラム設定、実践、事業評価をひとつのサイクルとし、まちづくり協議会・健康づくり推進員・食生活改善推進員・医師会・歯科医師会・薬剤師会・栄養士会・保健師等が連携して行います。 【実施校区数】 20年度：61校区⇒24年度：129校区

【子育てに係る経済的な負担の軽減】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
40	乳幼児等医療費支給制度 【拡充】《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担額について、通院医療費の対象を小学校就学前まで、入院医療費の対象を小学校3年生まで助成します。 さらに、小学校期の医療費支給について、自己負担の軽減を拡大します。
41	特定不妊治療費助成 《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)	心身にわたる悩みや経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、専門の相談窓口において、不妊に関するさまざまな相談に応じます。 また、不妊の要因や治療についての理解を深めるため、広く市民に対して広報します。
42	子ども手当【新規】 (子ども家庭局・子育て支援課)	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校卒業までの子ども一人当たり年31万2千円(月額2万6千円、平成22年度はその半額)を支給し、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援します(平成22年度は児童手当と併給)。
43	母子寡婦福祉資金貸付金 制度の利用促進 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子家庭の子どもが高等教育を受ける機会の保障や厳しい雇用情勢の中での母親の就労を確保し、母子家庭の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図るため、その利用を促進します(平成21年度制度改善)。
44	ひとり親家庭等医療費支給 制度 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子、父子などひとり親家庭等の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します(父子家庭については、平成21年10月から実施)。
45	児童扶養手当【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。 また、平成22年度においては、父子家庭にも支給を拡大します。

46	<p>母子公費負担医療費助成 および医療給付《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを図るため、医療の給付や医療費の公費負担を行います。</p> <p>また、保護者の心身の負担軽減や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等による支援を実施します。</p>
47	<p>新生児聴覚検査事業 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>聴覚の障害を早期に発見し、療育を開始することでコミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対し行う聴覚検査費用の一部を助成します。</p> <p>また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行います。</p>
48	<p>保育所措置費用負担金の軽減 《再掲》</p> <p>(子ども家庭局・保育課)</p>	<p>保育所措置費用負担金(保育料)は、国の示す徴収金基準額に基づいて定めることを基本としています。</p> <p>本市では、保護者の負担を軽減するため、市独自の軽減措置に努めます。</p>
49	<p>障害児福祉手当</p> <p>(保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>日常生活において、常時、特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。</p>
50	<p>特別児童扶養手当</p> <p>(保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>身体障害・知的障害・精神障害の状態(重度・中度)にある20歳未満の障害のある児童を扶養している父母等に手当を支給します。</p>
51	<p>重度障害者医療費支給制度</p> <p>(保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>重度障害(身体・知的・精神)児(者)の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します(精神障害児(者)は、平成21年10月から実施。ただし、精神科病床への入院医療費を除きます)。</p>
52	<p>重度障害者タクシー乗車運賃 助成事業</p> <p>(保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、利用するタクシーの乗車運賃の一部を助成します。</p>
53	<p>北九州市国民健康保険出産 育児一時金《再掲》</p> <p>(保健福祉局・保険年金課)</p>	<p>出産育児に係る国民健康保険の被保険者の経済的負担を軽減するために、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金(平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産の場合は39万円。ただし、産科医療補償制度対象分娩の場合は42万円)を支給します。</p> <p>また、被保険者が医療機関等の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくて済むように、原則として出産育児一時金は医療機関等への直接支払いを行います。</p>

54	国民健康保険の減免制度 《再掲》 (保健福祉局・保険年金課)	<p>下記の3つの条件を満たす世帯について、世帯主の申請に基づき、「子ども2人目から1人あたり最高33万円に所得割料率を乗じて得られた額」を賦課された所得割額から控除し、国民健康保険料の一部を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保の同一世帯に年度末時点で18歳以下の子等を2人以上扶養している ○ 世帯の前年総所得が250万円以下である ○ 所得割額が賦課されている
55	私立幼稚園就園奨励事業 (教育委員会・企画課)	<p>保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。</p>

② 市民が利用しやすい相談体制

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	子ども・家庭相談コーナーの運営【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	<p>区役所の「子ども・家庭相談コーナー」では、家庭と子どもに関するあらゆる相談に応じ、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待対応等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなぎます。さらに、同コーナーの体制の充実を図ります。</p>
2	身近な施設における相談の実施《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	<p>保育所や幼稚園、学校、市民センター、小児科医などの身近な施設において、通常の業務や活動の中で、それぞれの特性を活かした子育て相談や情報の提供を行います。 このうち保育所においては、すべての施設で地域の子育て家庭を対象とした相談を行います。</p>
3	子育て支援総合コーディネーターの配置《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	<p>「子育て支援サロン “びあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを3名配置し、面接、電話、インターネット（メール）による子育てに関する相談への対応を行うとともに利用者に必要な関係機関との連絡、調整等の支援を行います。 また、各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行います。</p>

4	<p>妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施《再掲》 (子ども家庭局・子育て支援課)</p>	<p>育児不安の軽減を図るため、市民センター等、地域の身近な場所で、保健師による「相談」を定期的を実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。 また、子育てに関する知識の普及と啓発のために講話等を開催します。</p> <p>【開催箇所数】 20年度：138箇所⇒現状維持 (おおむね全小学校区で開催)</p>
5	<p>子ども総合センターの運営 (子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、相談・指導・心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校、犯罪被害など立ち直り支援等が必要な子どもの問題に対応するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携による子どもや保護者の支援など専門的・技術的機関として運営します。</p>
6	<p>「24時間子ども相談ホットライン」事業 (子ども家庭局・子ども総合センター)</p>	<p>「子ども総合センター」において、いじめ・ひきこもり等子どもの不安や悩み、保護者の子育ての悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。</p>
7	<p>保健福祉オンブズパーソン事業 (保健福祉局・監査指導課)</p>	<p>本市が実施し、または所管する保健福祉サービスに関し、利用者等の苦情を事務局で受け付け、苦情申立てがあったものについて、保健福祉オンブズパーソンが苦情申立人と直接面談します。 その結果によっては、必要な調査や報告を求め、その是非を判断し意見書を作成します。また、是正の必要があれば勧告することにより、苦情の解決を図ります。</p>
8	<p>保健福祉相談コーナーの運営 (保健福祉局・障害福祉課)</p>	<p>高齢者や障害のある人からの、あらゆる相談を受け、その状況に応じた適切な支援を行うため、保健師や作業療法士、理学療法士などの専門職を配置するとともに、相談にあたる職員の専門性の向上を図るため各種の研修を実施します。</p>

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	情報提供の充実【拡充】 (子ども家庭局・子ども家庭政策課)	子育て中の人や、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページ、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図ることにより、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届く仕組みを構築します。
2	保育所・幼稚園情報の積極的な提供《再掲》 (子ども家庭局・保育課、子ども家庭政策課、教育委員会・企画課)	市民に愛され親しまれる保育所・幼稚園となるため、また、市民が保育所・幼稚園を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、保育所・幼稚園の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、保育所、幼稚園に通う子どもや保護者向けの情報を、保育所、幼稚園を通して提供します。
3	市政だより、市政テレビ、ホームページ等による子育てに関する情報提供 (広報室)	市政に関する情報を提供している市政だより、市政テレビ、ホームページなどを活用し、子育てに関する情報を掲載・放映します。
4	教育委員会の広報・広聴機能の充実 (教育委員会・企画課)	新聞やテレビ・ラジオ、ホームページなどを活用し、学校や地域、行政などが行う教育活動等を市民に情報発信するとともに、広く市民から意見を聴取し、開かれた教育委員会を目指します。 【パブリシティ活動件数】 20年度：203件⇒26年度：233件 (毎年度233件)
5	学校開放週間 (教育委員会・指導企画課)	学校教育に対する理解を深めるとともに、学校の情報を市民と共有することを目的として、11月1日から7日の一週間、保護者や市民が自由に学校・園を見学できる「学校開放週間」を実施します。 【学校開放週間実施校】 毎年度：全校で実施